

令和3年9月14日

施設ご利用の皆さまへ

緊急事態宣言発出に伴う

体育施設の一部制限変更のお知らせ（9月12日まで）9月30日まで

沖縄県の緊急事態宣言が延長されたことに伴い、宮古島市教育委員会からの要請の通知があり、下記の施設を休場措置とする現在の対応を一部変更いたします。

今後の利用については、当会ホームページ等にてご案内致します。

ご利用の皆さまにはご不便をお掛けしますが、感染拡大防止の為に協力をお願い致します。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	19時00分まで 一般のみ利用可。 ※高校生以下は下記の条件につき利用可とします。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	19時00分まで 一般のみ利用可。 ※高校生以下は下記の条件につき利用可とします。
5	前福多目的運動場	19時00分まで 一般のみ利用可。 ※高校生以下は下記の条件につき利用可とします。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

高校生以下の部活動（団体）・個人利用について

高校生以下の利用は控えていただきますようお願い致します。

但し、市教育委員会が利用を認めた団体（地区大会及び県大会等の派遣権利を有する個人及び団体）のみ、利用を認めます。担当の先生は、市教育委員会生涯学習振興課（72-3764）へ申請をお願いします。

ご利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って開館・開場となります。